

(1) 任意継続被保険者証の早期交付

1 相談内容

会社を退職した後、全国健康保険協会健康保険の任意継続手続を行ったところ、被保険者証の交付までに2週間も要し、この間、内科や歯科で診察を受けたかったが、一時的に医療費を全額自己負担しなければならないこともあり、受診できなかった。

任意継続の被保険者証の交付を早くするか、仮の被保険者証を交付するなどして、病院で診察を受けやすくしてほしい。

(注) 本件は、三重行政監視行政相談センターが受け付けた行政相談委員意見である。

2 制度

(1) 公的医療保険制度

日本の公的医療保険としては、健康保険、船員保険、共済組合、国民健康保険等があり、被保険者、保険者及び加入者数は、表1のとおりとなっており、このうち、全国健康保険協会が管掌する健康保険の加入者数は、約3,893万人(平成29年度末)である。

表1 日本の主な公的医療保険

| 区分 | 被保険者 | 加入者数 | 保険者 |
|--------|-------------------------------|----------|----------|
| 健康保険 | 健康保険の適用事業所で使用される者(民間事業所の勤労者) | 約3,893万人 | 全国健康保険協会 |
| | | 約2,946万人 | 健康保険組合 |
| 船員保険 | 船員として船舶所有者に使用される者 | 約12.1万人 | 全国健康保険協会 |
| 共済組合 | 国家公務員、地方公務員、私学の教職員 | 約870万人 | 各種共済組合 |
| 国民健康保険 | 健康保険・船員保険・共済組合等に加入している勤労者以外の者 | 約3,013万人 | 市区町村 |

(注) 1 全国健康保険協会、厚生労働省の資料に基づき、当局が作成

2 加入者数(被扶養者を含む。)については、①全国健康保険協会の健康保険及び船員保険は、平成29年度末時点、②健康保険組合の健康保険、共済組合、国民健康保険は、28年度末時点のものである。

(2) 全国健康保険協会が管掌する健康保険の任意継続制度

ア 制度の概要

① 全国健康保険協会が管掌する健康保険の任意継続制度とは、事業所の退職後も引き続き2年間健康保険に加入できる仕組みであり（健康保険組合の健康保険、船員保険、共済組合も同様）、以下の要件を満たすことが必要である（健康保険法第3条、第37条）。

なお、任意継続保険料は、全額自己負担である。

- i) 適用事業所に使用されなくなったため、健康保険の被保険者資格を喪失した者であること
- ii) 健康保険の資格喪失日の前日までに継続して2か月以上の被保険者期間があること
- iii) 健康保険の資格喪失日から20日以内に加入の申出を行うこと

② 任意継続被保険者は、退職日の翌日に資格を取得し、原則、在職中の健康保険と同様の保険給付が受けられる。

平成29年度における全国健康保険協会の健康保険の任意継続加入者は約48.5万人、新規加入者は約45.2万人である（表2参照）。

表2 全国健康保険協会の健康保険の任意継続加入者数（平成29年度）

| | 年度末の加入者数 | 新規加入者数 |
|-----------|-----------|----------|
| 健康保険の任意継続 | 約 48.5万人 | 約 45.2万人 |
| <参考> 健康保険 | 約 3,893万人 | 約 797万人 |

(注) 1 全国健康保険協会の資料に基づき、当局が作成

2 加入者数には、被扶養者を含む。

イ 任意継続に関わる手続

(ア) 健康保険の資格喪失

① 健康保険の被保険者が退職した場合、事業主は、5日以内に、健康保険被保険者資格喪失届（以下「健保喪失届」という。）を日本年金機構（以下「機構」という。）の事務センター（全国16か所）に

直接提出することとされ（年金事務所は、健保喪失届の提出先とされていない。）、併せて被保険者証も返納する（健康保険法施行規則第29条、第51条）。

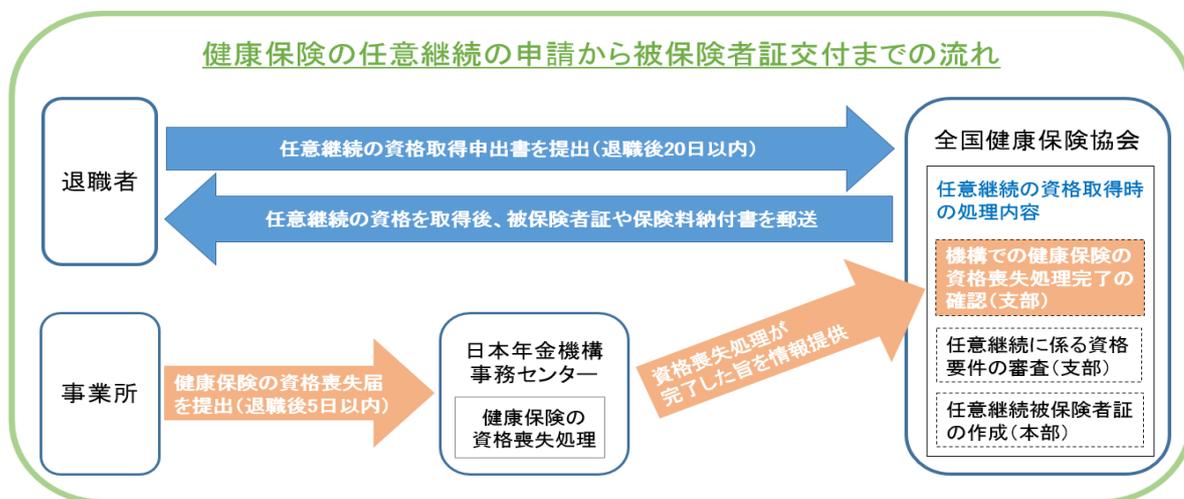
各事務センターにおいて健保喪失届の処理（以下「健保喪失処理」という。）が完了すれば、その日のうちに保険者である全国健康保険協会にシステムで情報提供される（健康保険法第51条の2）。

② なお、事務センターにおいて事務処理を集約して行っているため、年金事務所は、原則、健康保険の資格取得・喪失処理を行わず、やむを得ない場合（各種証明書の即時交付を求められた場合など）のみ当該処理を行っている。

(イ) 健康保険の任意継続の資格取得、被保険者証の交付

事業所を退職した者から健康保険の任意継続の申出を受けた全国健康保険協会は、機構における健保喪失処理の完了や任意継続の資格要件を確認した上で、被保険者証を交付している（健康保険法施行規則第47条）。

なお、被保険者証の交付前に医療機関で診察を受けた場合、医療費は、一時的に全額自己負担となり、後日、保険者等に保険者負担分の還付を求める手続が必要となる。



(注) 当局の調査結果による。

3 調査結果

(1) 任意継続被保険者証の交付が遅いとする苦情の発生状況

平成28年度以降、管区行政評価局等に対し、「健康保険の任意継続被保険者証がなかなか交付されず困っている。」とする苦情が6件（退職日から苦情申出までの期間：1か月が2件、3週間で1件、2週間で2件、1週間で1件）寄せられている。

また、全国健康保険協会本部は、「任意継続被保険者証の交付が遅いとする苦情や、交付時期の問い合わせが少なくない。」としている。

(2) 任意継続被保険者証の交付までに長期間を要している理由

任意継続被保険者証の交付までに長期間を要しているのは、以下のとおり、機構での健保喪失処理に時間を要していることが原因である。

ア 全国健康保険協会

全国健康保険協会は、①任意継続の申出があれば、速やかに内容確認及びシステム入力を始め、通常、機構の健保喪失処理完了前に内容確認及びシステム入力を終えており、②機構の健保喪失処理完了情報を取り込んだ日に内部審査を行い、2営業日で任意継続被保険者証を発送している。

ただ、全国健康保険協会本部は、「任意継続の申出から被保険者証の発送までに2週間以上要することも珍しくない。」としている。

イ 機構

各事務センターでの健保喪失処理は、平均で5営業日から7営業日程度を要している。

このほか、事業主による健保喪失届の提出が遅いケースがあることも退職から健保喪失処理までに時間を要する一因となっている。

(3) 被保険者証を早期に交付している例

ア 共済組合等における任意継続

- ① 当局が3つの中央省庁の国家公務員共済組合に確認したところ、いずれも、退職日に任意継続被保険者証を交付している。

これは、在職中の短期共済（健康保険）の資格喪失と、任意継続の資格取得を同一の機関（職場の共済担当部署）が処理しているため、退職前から事務処理を進めていることによる。

- ② このほか、健康保険組合の中には、上記の共済組合と同様の処理を行うことにより、退職後すぐに任意継続被保険者証を交付しているものがみられる。

イ 国民健康保険

当局が5市区を抽出し、健康保険の資格喪失後に国民健康保険の資格を取得する際の手続を確認したところ、いずれも、原則、国民健康保険の資格取得届の提出当日に被保険者証を交付している。

<健康保険の資格喪失の確認方法>

上記5市区は、国民健康保険の資格取得時における健康保険の資格喪失確認書類として、事業所が作成した「健康保険の資格を喪失した旨の証明書」（以下「健保喪失証明書」という。）を認めており、この場合でも、機構での健保喪失処理が完了したことの確認は行っていない。

ウ 健康保険における被保険者資格証明書

- ① 機構（年金事務所）は、全国健康保険協会の健康保険（任意継続を除く。）に加入しようとする者（被保険者及び被扶養者）が早急に医療機関で受診する予定があれば、被保険者証の交付までの間、仮の被保険者証である「被保険者資格証明書」※を交付している（健康保険法施行規則第50条の2）。

※病院に資格証明書を提示すれば、医療費は一部負担金の支払で可

② 被保険者資格証明書の交付希望者は、年金事務所に出向き、健康保険の資格取得届と同証明書の交付申請書を同時に提出することが必要である。

申請を受けた年金事務所は、資格取得に係るシステム処理を行った上で、被保険者資格証明書を交付している（原則即日交付）。

平成29年度に機構が交付した健康保険の被保険者資格証明書の交付件数は約24万件で、同年度の健康保険の新規加入者数（約797万人）の約3%となっている。

表3 健康保険被保険者資格証明書の交付件数等（平成29年度）

| 被保険者資格証明書の交付件数 (a) | 健康保険の新規加入者数 (b) | 交付割合 (a/b) |
|--------------------|-----------------|------------|
| 約 24万件 | 約 797万人 | 約 3.0% |

(注) 当局の調査結果による。

(4) 任意継続被保険者証の早期交付のための改善方策

任意継続被保険者証を早期に交付するためには、以下のア、イの方策などが考えられる。

ア 機構による健保喪失処理の早期化

全国健康保険協会の健康保険の任意継続申出者が早急に医療機関で診察を受ける予定があつて被保険者証の早期交付を求めている場合、機構は、提出された健保喪失届を、事務センターにおいて優先処理するか、又は、年金事務所において即日処理を行う。

<参考（平成29年度）>

全国健康保険協会の健康保険に係る被保険者資格証明書の交付件数は、新規加入者数の約3%であり、任意継続の新規加入者（約45.2万人）が同様の割合で被保険者証の早期交付を求めると仮定した場合、その件数は13,560件（1年金事務所当たり約43件）となる。

【厚生労働省の意見】

1日も早く被保険者証が交付されることが望ましいと考えており事務センターにおける人員・設備の増強、被保険者証関係届書を優先的に処理するなどの運用の改善など、被保険者証の早期交付に取り組むとともに、電子申請の推進のため、電子申請により届け出ていただいた場合には、より短時間で処理を行えるよう、電子申請の処理を迅速化するためのシステム改修の実施などに取り組んでいるところである。

引き続き、被保険者証の早期交付に向けて検討してまいりたい。

イ 健保喪失処理完了前の任意継続被保険者証等の交付

全国健康保険協会の健康保険の任意継続申出者が早急に医療機関で診察を受ける予定があつて被保険者証の早期交付を求めている場合、同協会は、事業所が作成した健保喪失証明書を確認することにより、機構での健保喪失処理完了前に、任意継続の被保険者証又は被保険者資格証明書を交付する。

【厚生労働省の意見】

健康保険（任意継続を含む。）の被保険者証を1日も早く交付することが望ましいと考えており、全国健康保険協会における健康保険の資格取得事務の処理期間の短縮に取り組んでまいりたい。

また、健康保険の任意継続の申出に当たり、早急に医療機関を受診する予定がある者に対しては、事業主が作成した退職証明書と任意継続被保険者資格取得申出書を全国健康保険協会へ提出することで、任意継続被保険者資格証明書を交付できるように検討してまいりたい。

4 関係機関の意見

(1) 厚生労働省

上記3(4)のとおり

(2) 全国健康保険協会

任意継続の申出者から被保険者証の交付が遅いとの苦情が多く、また、被保険者証が交付されていない加入者が医療機関を受診する際には、全額自己負担となり医療費を立て替える必要があることから、以前から被保険者証の早期交付が必要であるとの問題意識を有している。

(2) 養子縁組里親における育児休業期間の見直し

1 相談内容

私たち夫婦は、都道府県等から、将来的に特別養子縁組を結ぶことを前提とした「養子縁組里親」の認定を受けており、新生児の委託を受けるため児童相談所と相談してきた。

新生児の委託を受けるためには、児童相談所の委託措置前に1か月間、家庭で新生児を養育し、子どもとの関係調整を行うこととなる。

このため、この期間から育児休業を取得したいと考えていたが、委託措置後でなければ、育児休業は取得できないとされた。

委託措置前の外泊期間の養育の負担は、委託措置後の養育期間と何ら違いはないので、外泊期間の養育についても育児休業の対象としてほしい。

(注) 本相談は、管区行政評価局及び総合行政相談所が受け付けたものである。

2 第112回会議（平成30年12月14日）における主な意見

- 要保護児童の養育について、里親制度の利用を促進する動きがあるため、里親制度の利用者を支援することが必要という前提で議論すべき。
- 外泊と委託措置を明確に区別する必要性があるのか疑問。厚生労働省がどのような実態や問題意識を認識しているのか確認すべき。
- 育児・介護休業法の育児休業制度の対象とするためには、外泊等の里親委託に至るまでの交流について、法令等により何らかの区切りを決めるなどの制度整備について検討することが必要なのではないか。
- 養子縁組里親への委託措置は、児童に多大な影響を与えるものであるため、慎重に関係調整を行うことは重要と考えられるが、実際に児童を養育しているという実態を考慮して、里親が育児休業等を取得しやすい環境の整備について検討することが必要なのではないか。
- 各事業主が外泊等の交流期間から休業・休暇の取得を独自に認めることを推進する観点から、里親が児童の委託措置に向けて家庭で児童を養育していることの証明書の発行を全国的に推進することも改善策の一つと考えられる。

3 調査結果

(1) 委託までの流れ

里親委託に至るまでの交流は、子どもの置かれた状況等に応じて、児童相談所の判断により柔軟に運用されている。

このため、個別ケースによって、外泊を複数回行う例、1回目の外泊から2回目の外泊までの間に面会等の交流が行われる例などがある。

(2) 委託措置まで一連の流れで行われる最後の外泊

当局が確認した自治体によると、里親委託に至るまでの交流の方法等は、子どもの状況等に応じて柔軟に運用されているが、最後は外泊を行うことが通例となっている。委託措置前の最後の外泊は、外泊開始時に児童相談所がその旨判断して里親に伝えており（委託措置後、速やかに育児休業を開始できるよう外泊期間中に様々な準備をする必要があるため）、最後の外泊から一連の流れで委託措置を行っている。

(3) 自治体の独自の取組

育児・介護休業法の育児休業制度の他に、各事業主の判断により、特別に休業・休暇の取得を認めることが可能である。

このため、一部の自治体では、里親委託に至るまでの交流期間中の里親の負担に配慮する観点から、各事業主が当該期間から休業・休暇の取得を認めるかどうかを判断できるように、里親が児童の委託措置に向けて児童との交流を行っていることの証明書を発行している例がある。

証明書を発行した例がある自治体によると、里親が家庭で児童を養育している事実を証明することは可能であるが、交流期間中に委託措置の見込みを示すことは困難としている。

4 厚生労働省の見解

- 外泊など里親委託に至るまでの交流期間において里親が休暇等を取得しやすい環境を整備するため、交流期間について法令等により何らかの区切りを決めて育児・介護休業法の育児休業制度の対象となる子の範囲の見直しを行うことや、里親が児童の委託措置に向けて家庭で児童を養育していることの証明書の発行を全国的に推進すること等について

里親委託に至るまでの交流期間は、子どもの置かれた状況に応じ、養親候補者との愛着形成など関係性を構築するための重要な期間である。

当該期間は必要であるものの、必要な範囲を超えて長期に及ぶケースがあるとの指摘もあることから、まずは、当該期間の内容・長さ・その理由等について実態の把握を行った上で、当該期間をどのように評価すべきかについて、検討する。

(3) 身体障害者手帳の様式の見直し

1 相談内容

私は、県が発行する身体障害者手帳を所持しており、手帳を提示することにより鉄道料金の割引など様々なサービスを受けることができるが、手帳の氏名や顔写真等の面を提示すると、同時に障害名が提示されてしまう。

別の自治体が発行する手帳は、手帳を提示してサービスを受けるために必要な情報（氏名、顔写真等）と障害名を別の面に記載するなど、障害者のプライバシーに配慮する様式となっており、そのような取組を全国的に普及させてほしい。

(注) 本相談は、行政監視・行政相談センターが受け付けたものである。

2 制度の概要

(1) 身体障害者手帳

身体障害者は、身体障害福祉法（昭和 24 年法律第 283 号。以下「法」という。）に基づき、都道府県知事、指定都市の長及び中核市の長（以下「都道府県知事等」という。）に医師の診断書を添えて申請することにより、都道府県知事等が一定程度の身体障害の状態にあることを認めたとき、身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けることができる（法第 15 条第 4 項、身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 8 条第 1 項）。

身体障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳の交付を受けた者には、後述(4)のとおり、税金の免除等の全国一律の支援策が講じられているほか、事業者や地域で電車、バス等の交通機関の運賃割引等（以下「割引等支援」という。）が実施されている。

手帳に記載すべき事項は、

- ・ 身体障害者の氏名、本籍、現住所及び生年月日
- ・ 障害名及び障害の級別
- ・ 補装具費の支給に関する事項

- ・ 身体障害者が 15 歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所

とされ（身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号。以下「施行規則」という。）第 5 条第 1 項、第 2 項）、様式は手帳型で、第 1 面が表紙、第 2 面と第 3 面が見開きになる（様式全体では 12 面ある。）。

このため、第 2 面の手帳の顔写真や鉄道運賃減額区分（以下「運賃減額区分」という。）を提示すると、第 3 面の障害名も同時に見えるものとなっている。

なお、平成 29 年度厚生統計要覧によると、平成 28 年度の身体障害者手帳交付台帳搭載数は、約 514 万人である。

図 1 手帳の様式（第 1 面から第 3 面抜粋）



(第二面)

| | | |
|---------------|---------------------------|--|
| ↓ 2mm ↑ | 3cm 写真 ベスト半截 4cm | 都道府県(市)第 号 昭和 平成 年 月 日交付 氏名 年 月 日生 |
| | 都道府県(市) 印 | |
| | 3mm | 2mm |

(第三面)

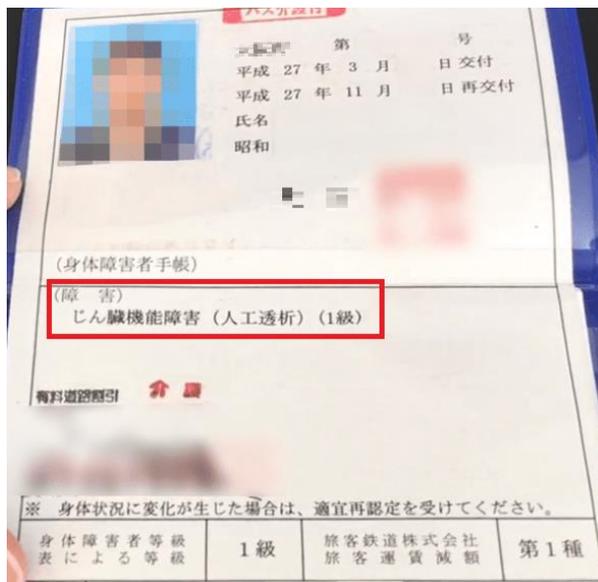
| | | | |
|--------|----------------|--------------|-------|
| 職業又は教育 | 1cm | 障 害 名 | 1.5cm |
| | 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 | | 1.5cm |
| | 第一種、第二種身体障害者 | 身体障害者等級表による級 | 1.5cm |
| | | 級 | 1.5cm |
| 5cm | | | |

(注) 身体障害者福祉法施行規則別表第4号より抜粋した。

(2) 施行規則に基づく様式の手帳を発行している自治体

施行規則の様式に基づいて手帳を発行している自治体の手帳は、鉄道料金の割引等を受けるため身体障害者手帳を提示すると、運賃減額区分や顔写真などの情報とともに、障害名も提示される様式となっている。

(参考) 手帳の例



これらの自治体は、現状では施行規則の様式が示されている以上、自治体独自に手帳の様式を見直すことは困難としている。

表 1 施行規則の様式に基づき減額区分や顔写真等を提示すると障害名が提示される様式の自治体

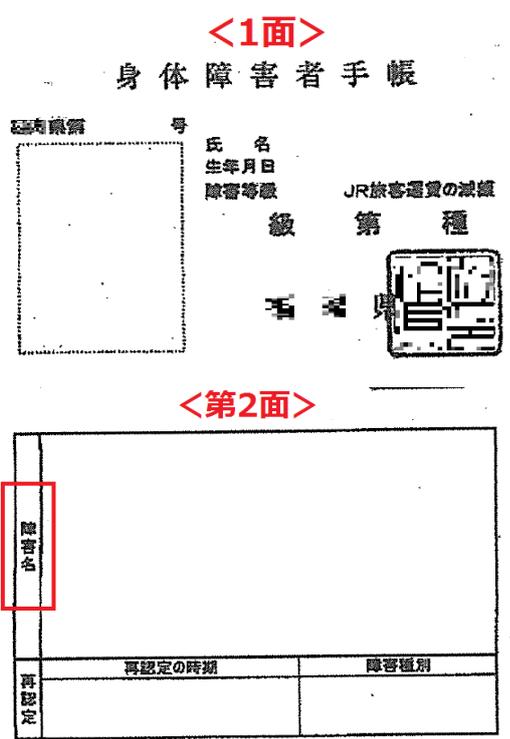
| 自治体 | 説明 |
|-------|---|
| A 自治体 | 手帳の形は横長にしており、各面の記載事項の配置は、施行規則の様式の配置とは異なるが、施行規則の様式で、障害名は運賃減額区分等と同じ面になっており、県が障害名を別頁に記載することは困難。 住民から、本件相談と同様の要望がある。 |
| B 自治体 | 各面の記載事項の配置は、施行規則の様式の配置とは異なるが、施行規則の様式で、障害名は運賃減額区分等と同じ面になっており、県が障害名を別頁に記載することは困難。 |

(注) 当局の調査結果による。

(3) 独自の様式の手帳を発行している自治体

一方、一部の自治体では、交通機関の料金割引などを受けるため手帳を提示する際に必要な情報（氏名、顔写真、手帳番号、発行年月日、障害等級、運賃減額区分）のみが見えるように、障害名を別の頁に独立して記載するなど、身体障害者のプライバシーに配慮した手帳を発行している。

表2 独自の様式の手帳を発行している自治体

| 自治体 | 説明 | 理由 | 様式の根拠 |
|------|---|----------------|-------|
| C自治体 | 割引等を受けるため手帳を提示する際に必要な情報と、障害名を別頁に記載 | プライバシーへの配慮のため。 | 事務要領 |
| D自治体 | 割引等を受けるため提示する際に必要な情報と、障害名を別頁に記載（手帳型・片面印刷） <div style="text-align: center;"> <p><1面></p> <p>身体障害者手帳</p>  <p><第2面></p> </div> | プライバシーへの配慮のため。 | 内規 |

(注) 当局の調査結果による。

(4) 割引等支援を受けるために必要な手帳の情報

身体障害者が手帳を提示して割引等支援を受ける際には、表2のとおり、

手帳の記載事項のうち、運賃減額区分のみを確認すればよいもの、身体障害者等級のみを確認すればよいもの、身体障害者等級とともに障害名を確認する必要があるものと、割引等支援によって確認する手帳の情報が異なっている。

表3 割引等支援を受ける際に確認が必要な手帳の記載事項

| | 割引等支援 | 確認する記載事項 | 支援内容 |
|------|-----------------------|------------------|---|
| 移動手段 | 電車 | ・減額区分 | ・第1種障害者、第2種障害者⇒5割引 |
| | バス | ・減額区分 | ・第1種障害者と第2種障害者で区別して割引額等を決めている。 ※地域により違いがある。 |
| | タクシー | (手帳の提示) | ・手帳の提示により運賃割引 ※地域やタクシー会社により違いがある。 |
| | 航空 | ・減額区分 | ・第1種障害者、第2種障害者⇒本人・介護者1名ともに料金割引 ※国内線かつ12歳以上に限る。 |
| | 有料道路 | ・減額区分 | ・本人が運転⇒手帳の確認 ・介護者が運転⇒第1種障害者 ※事前に申請することで料金割引 |
| 税 | 所得税、住民税及び相続税の障害者控除 | ・身体障害者等級 | ・1～2級⇒特別障害者控除 ・3～6級⇒障害者控除 |
| | 自動車税、自動車取得税及び軽自動車税の減免 | ・障害名 ・身体障害者等級 | ・視覚障害（1級～3級、4級の1） ・聴覚障害（2級、3級） など |
| | 個人事業税の減免 | ・身体障害者等級 | ・1～4級⇒事業税5000円減免 |

(注) 神奈川県社会福祉士協会の資料を基に作成した。

3 手帳のカード化

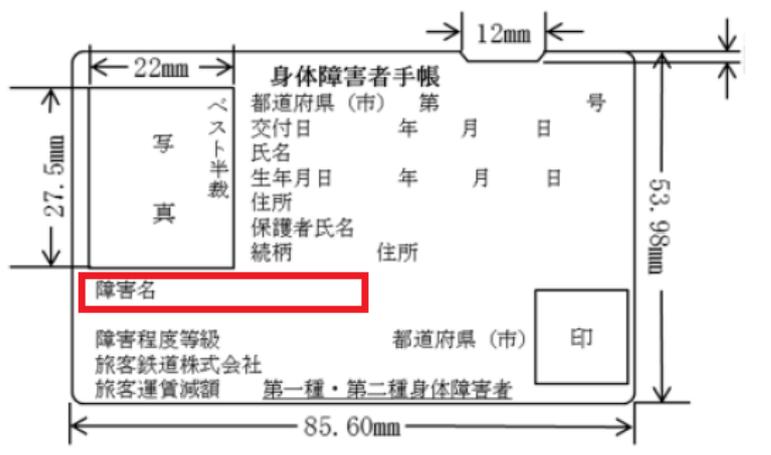
厚生労働省では、当事者からの要望等を踏まえ、手帳のカード化について

社会保障審議会障害者部会（平成 30 年 10 月 24 日）で検討し、身体障害者福祉法施行規則の改正に向けて準備を進めている。

厚生労働省によると、手帳のカード化を求める声がある一方で、手帳型は記載内容が外から見えにくいという利点もあるため、当事者が手帳型かカード型かを選択できる制度となる。

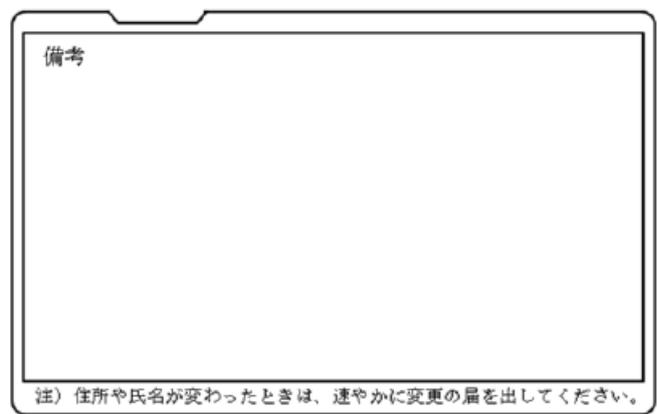
上記部会で示された、カード型の手帳の様式は図 2 のとおりである。

図 2 カード型の手帳の様式
(表)



※ 保護者氏名・続柄・住所は身体障害者が 15 歳未満の児童であるときに記載

(裏)



(注) 社会保障審議会障害者部会資料

4 今後の施行規則改正及び通知の内容

厚生労働省では、障害者手帳のカード化に伴う施行規則の改正を予定して

おり、この改正では、施行規則から手帳の様式を削除し、別途通知により技術的助言として手帳の様式（参考例）を示す方向で準備を進めている。

これにより、各自治体の判断で手帳の様式につき、柔軟な対応が可能になる。

厚生労働省は、別途通知により示す新たな様式について、障害名が見えることに抵抗を感じる方に配慮する観点から、障害名を顔写真等と別面に記載する方向で準備を進めているが、上記通知において、障害名を顔写真等と別面に記載した理由や経緯を各自治体に周知することは予定していないとしている。

しかし、自治体宛ての上記通知において、手帳の様式を変更した理由や経緯を示さなければ、障害名を顔写真等と同じ面に記載した手帳を発行していた自治体に対して本通知の趣旨が伝わらず、自治体において、障害名が見えることに抵抗を感じる方に配慮した手帳の様式に変更しないことが懸念される。

4 厚生労働省の見解

(1) 手帳の様式を変更した理由や経緯を自治体に通知することについて

厚生労働省としても、プライバシーへの配慮は重要だと考えている。

ただし、障害名を顔写真等と別面に記載することに関しては、障害名が見やすい面がないと利便性が損なわれるという意見もあり、総務省からの指摘の内容やこれらの意見も踏まえて検討を行う。

(2) カード型の様式において障害名を裏面に記載することについて

自治体の判断でカードの裏面に障害名を記載することは差し支えない。

また、カード型の身体障害者手帳を導入する場合でも、従来の紙の手帳は残すこととしているので、障害名が見えることに抵抗を感じる方は従来の紙の手帳を選択できるような仕組みとなっている。